

佐久間象山『喪礼私説』の礼式について

——「治棺」・「作主」・「誌石」・「墓碑」を中心に——

韓 淑 婷

Rituals in Sakuma Shōzan's *Sōrei shisetsu*:

Focusing on the Sections of *Chikan*, *Sakushu*, *Shiseki*, and *Bohi*

HAN Shuting

Sōrei shisetsu was authored by Sakuma Shōzan (1811-1864), a renowned philosopher during the Bakumatsu period. When his mother passed away in 1861, Shōzan attempted to bury her according to the Confucian practices outlined in Zhu Xi's *Jiali* but had to give in to the dominant Buddhist funeral traditions in the end. Shōzan took this opportunity to contemplate Japanese funeral rituals, arguing the importance of replacing Buddhist conventions with Confucian ones. In my previous works on Shōzan's *Sōrei shisetsu*, I closely examined its structure and political resonance, as well as authorial intent. To supplement my earlier studies, in this paper, I focus on the sections related to *Chikan* 治棺, *Sakushu* 作主, *Shiseki* 誌石, and *Bohi* 墓碑. The research findings of this paper will shed light on social perceptions of Zhu Xi's *Jiali* during the Edo period.

Keyword: Sakuma Shōzan, *Sōreishisetsu*, Confucian rituals, *Jiali*

キーワード：佐久間象山、『喪礼私説』、儒教儀礼、『家礼』

はじめに

筆者は嘗て幕末の思想家である佐久間象山（文化8～元治元年、1811～1864）の『喪礼私説』について、その構成や特色、作成意図及び政治的意義を中心に考察し、また、『喪礼私説』が主張する喪服様式や服忌時期・服忌対象について、「成服」一章を通して詳細に検討した¹⁾。『喪礼私説』は、象山が文久元年（1861）に母荒井氏の逝去をきっかけに、朱熹『家礼』に基づいて日本の喪葬祭礼をも参考した上で

1) 拙稿「佐久間象山の『喪礼私説』について—幕末における『家礼』受容の一例—」（『日本中国学会報』71、2019年10月）、同「佐久間象山における幕藩制的秩序観の一考察—『喪礼私説』の「成服」項に着目して—」（『九州中国学会報』56、2018年5月）参照。

作成したものである。象山は『喪礼私説』において、儒式の喪礼を日本に導入しようとすると同時に、日本本土の喪葬風習をも重視することや、喪礼の作法上において仏儒折衷の姿勢を示すことなど、江戸時代のそれまでの儒者による『家礼』受容の特徴を継承する一方、洋学の知識に基づいて喪礼に写真の使用を提唱し、武士の立場に立脚して儒式喪礼を政治的問題に帰着させるなど、彼独自の特色をも示していた。

かかるように筆者は『喪礼私説』について検討したが、これまでの考察では論旨の都合により、儒式喪礼を検討する際に注目すべき「治棺」や「誌石」、「木主」、「墓碑」等の項目については言及の程度に留まり、詳しく論じることは割愛せざるを得なかった。しかしながら、これらの内容は本来、日本における『家礼』受容の実相を解明する際に見逃してはいけないものであり、具体的な礼式において『家礼』式のをいかに取捨選択するのかを明らかにすることは、日本における儒式喪礼の実践を考える際に必要不可欠と思われる。そこで、本稿では、これまで検討した『喪礼私説』論考の補遺として、象山が日本において儒式喪礼を導入するに際して、いかなる「棺」、「誌石」、「木主」、「墓碑」を考案していたのかについて詳細に考察したい。

一、『喪礼私説』における「治棺」

喪礼において棺は死者の遺体を納める道具として非常に重要であることは言うまでもない。象山も「凡そ死を送るの道、たゞ棺のみ身に親しきものとすなれば、孝子の尤も心を尽すべき所なり。」(『喪礼私説』「治棺」、15頁)と言い、喪式において「孝子」の最も心を尽くすべきところが棺であり、棺作りによって子の親に対する「孝」が現れると認識していることがわかる。

しかしながら、人の死が予め予測できないものであるため、初喪の日に速やかにきちんとした棺を作ることは容易ではない。日数をかけて作ると、遺体が腐敗する恐れがあり、とりわけ夏が難しいことは想像しがたくない。象山も「かくては親尸を恥かしむるといふべし。暑月には殊にこゝろを苦しむるなり。」(『喪礼私説』「治棺」、15頁)と述べ、棺の制作が遅れて親の遺体に恥をかけることは「孝」に背く行為となることを注意している。

予め棺を作っておくという方法もあるが、「今の時俗の情に於て、父祖のために凶事をあらかじめするの嫌にわたれば、極めてなし難し。」(『喪礼私説』「治棺」、15頁)と象山が語るように、それは日本においては縁起の悪い仕方であるため実行が難しいとされている。そこで象山が考えるのは、棺の材質に拘ったりして棺自体を丁寧に作るよりも、棺をいかに長く保存できるようにするかの方である。ゆえに、彼は

よりて時に臨みやむことを得ざらむには、厚さ一寸の板を用ふべし。一寸板は所在に必ずあるものなり。杉檜松樟、いづれの木にてもよく乾きたるを用ふべし。古礼にかゝり泥めるひとは、薄きに過ぎて用ひがたしもおもふめれど、今良法を得て、松脂もて裏めば、いにしへ用ひし厚材にまさること遠かるべし。(『喪礼私説』「治棺」、16頁)

という案を提起している。ここでわかるのは、一つは象山が棺自体を丁寧にするには拘らず、棺の厚さを僅か一寸とし、よく乾いた木材を用いれば別段木材の種類を問わないこと、もう一つはこのように作られた棺が薄すぎると思われたら、別途に松脂で棺を塗り付ければ、厚材で作られたものよりも遥かに丈夫であると彼が主張していることである。

『家礼』では棺の厚さについて具体的には明示していないが、「司馬公曰：棺欲厚、然太厚則重而難以致遠。」（『家礼』「喪礼・初終」）とあるように、司馬光『書儀』の記述を引用して、棺は厚いほうがよいとしつつも、厚すぎると重いため、運搬の都合を配慮して程よい厚さにすべきだとしている²⁾。棺の材質について見てみると、『家礼』では「油杉为上、柏次之、土杉為下。」（『家礼』「喪礼・初終」）となり、材質に拘ることが明白である。

それでは、象山が主張する「一寸の板」はどれほどのものであろうか。彼は次のように述べている。

家語に、孔子中都の宰たる時、四寸の棺五寸の槨もて制して、送死の節となし給ひしと見え、墨子の書に、いにしへ聖主の埋葬の制、棺三寸と見ゆ。周尺の一寸は、今の曲尺の七分余に当れば、孔子の四寸は曲尺の三寸にちかく、墨子の三寸は曲尺の二寸に余れり。（『喪礼私説』「治棺」、15-16頁）

この記述から、象山が説いている「寸」は古礼の周尺ではなく江戸時代に通行の曲尺（1尺≒30.3cm）を基準とするものであることが読み取れる。周尺の長さについては諸説があり、定説まで至らないようであるが、ひとまず1尺≒23.1cmと考えてよい³⁾。そうすると「孔子の四寸」は約9.2cmとなり、象山が言う「曲尺の三寸」は約9.1cmとなり、ほぼ同じであることがわかる。墨子の主張する「三寸」は6.9cmであれば、曲尺の二寸である6.1cmより「余れり」となることも言うまでもない。したがって、象山が主張する「一寸」は約3cmとなり、彼はこれを以て棺の厚さとしたことが伺える。

孔子や墨子が主張する棺の厚さに対して、象山も「今棺を造るに、これ等の度に合ひねる材を用ひんこと、孝子の心に倣くおもふ所なる」（『喪礼私説』「治棺」、16頁）と語り、厚めの棺を用意するのは「孝」の現れであると認めている。ただし、「初喪に於てはたやすく求め得がたかるべし。また木を得て新に挽わらせなどせむには、徒にひまどるべく、かつ新にわりたる木はその心おほくは湿気なきこと能はず、棺を造るに不便なり。」（『喪礼私説』「治棺」、16頁）と彼が続いて述べたように、予測できない初喪の日に程よい厚さの木材を用意することが難しく、或いは木材が入手できても棺の加工に時間がかかったり、新しい木材に湿気が溜まっていて棺を造るに向いていなかったりすることが多々ある。これらの理由により、彼は厚めの木材を用いることを諦め、「時に臨みやむことを得」ず「一寸の板」を選択したと考えられる。

2) 棺の厚さについては『家礼』には明記されていないが、『礼記』「檀弓上」には「夫子制於中都、四寸之棺、五寸之槨、以斯知不欲速朽也。」という記述があり、棺の厚さを「四寸」（約9.2cm）とするところが参照となろう。

3) 周尺の基準については、丘光明ほか著『中国科学技術史 度量衡巻』（科学出版社、2001年）を参照した。

周知の通り、儒家の葬祭儀礼を重視するのとは異なり、墨家は「節葬」を主張している⁴⁾。「節葬」を主張する墨子でさえ、棺の厚さを三寸（約6.9cm）とすることから見れば、象山が主張する「一寸の板」（約3cm）はかなり薄いものとなり、「治棺」において象山の重点が棺そのものの制作に置かれていないことが明白であろう。

このように、象山は実行上の困難により、薄めの棺を作ることを主張するが、この薄材のデメリットを克服し、棺を堅実にするために考慮したのは、松脂で棺を塗り付ける方法である。松脂の使用は『家礼』にも見られ、「内外皆用灰漆。内仍用瀝清溶瀉、厚半寸以上。」（『家礼』「喪礼・初終」）とあり、棺の内外を灰漆で塗りつけ、棺の内部に「瀝清」⁵⁾つまり松脂を厚さ半寸以上に注入することで防水や防虫を図るという措置である。『礼記』「喪大記」にも「君蓋用漆」や「大夫蓋用漆」の記述があり、棺の蓋を漆で塗り塞ぐことで棺を牢固にするための取り計らいがなされている。この点について、象山は

喪大記に、君と大夫との棺を蓋ふに、漆を用ふること見ゆれど、こは唯その縫際を塗り塞ぐまでにて、全棺を塗ること、は見えず。又漆も水土の氣に遇うては、やがてその堅緻の性を失はざることを得ず。（中略）今良材を得ずして一寸の木を用ふるも、松脂もて全棺に被らしむる時は、牢固堅実にして臭気を漏らすの患なく、又水氣尸を侵すの恐れなし。（『喪礼私説』「治棺」、17頁）

と述べている。つまり、「喪大記」に記載されている漆を塗り付けることで棺を堅実にするための予防措置は、単に棺の隙間を塗り塞ぐだけで、棺全体に対して行ったものではない。それに、漆は性質により不安定で変質しやすく、水や土に触れたらやがて堅実さを失ってしまうのである。そこで象山が考案したのは、漆の代わりに松脂を用い、棺の隙間だけではなく、棺全体に対して塗り付ける方法である。これにより、棺を牢固堅実にすることができ、遺体の臭気を漏らす恐れがなく、外部の水気が棺に侵入することもないと象山が期待していることが読み取れよう。

象山はとりわけ棺を塗り付ける物質に拘る傾向がある。彼は松脂の使用を推奨すると同時に、西洋書の記述に基づいて、純粋な松脂に黄蠟と猪脂とを混ぜ込んで新たな物質を配合したのであり⁶⁾、また、後儒が棺の隙間を塞ぐに「銀珠漆」を用いることに対しても、洋学の知識によって批判している⁷⁾。棺の塗

4) 例えば、「故古聖王制為葬埋之法、曰：『棺三寸、足以朽体；衣衾三領、足以覆惡。以及其葬也、下毋及泉、上毋通臭、壟若參耕之畝、則止矣。死則既以葬矣、生者必無久哭。而疾而從事、人為其所能、以交相利也。』此聖王之法也。」（『墨子』「節葬下」）と記述されている。

5) 「瀝青」に関しては、吉野政治「瀝青の語誌—聖書漢訳と近代鉱物学による語義の拡大—」（『同志社女子大学総合文学研究所紀要』23、2015年）を参照した。

6) 「西洋書中に参考して一方を得たり。棺を塗るに用ひてその妙いふべからず。今しるして同道におくる。その方、松脂土芥を雑へざるもの五分、黄蠟二分、猪脂半分、おのゝ細に砕き、或は切り、片にし、ひとしく銅鉄鍋に入れ、焰の揚らざる漫火に上せ、棍もて手を停めず攪ぜ、よく溶和せしめて、泡立ち沸あがるまでに至り、甕ある器に移し、一人その器をとり、棺面に傾くるを、兩人棺の左右に在りて、幅広き木篋もて、大よそ厚さ一分ばかりに、むらなく塗りわたし、さて上に白堊の粉を篩もてふるひかけ、箒にて刷き去るべし。」（『喪礼私説』「治棺」、18～19頁）。

7) この点については、拙稿「佐久間象山の『喪礼私説』について—幕末における『家礼』受容の一例—」176～177頁

料に拘る以外、象山はさらに『家礼』式棺の「底四隅各釘大鉄環，動則以大索貫而举之。」（『家礼』「喪礼・初終」、棺底の四隅に棺を動かすための鉄輪を釘でつけるという作法に対して、「鉄は朽ちやすく、かつ棺の弱みともなるべければ、しかせざるにしかず。」（『喪礼私説』「治棺」、21頁）と考え、棺を動かすために別途に「拳牀」を作ることを提案した⁸⁾。

ほかには、棺の形については、『家礼』では「其制方直、頭大足小、僅取容身。」（『家礼』「喪礼・初終」）となり、「臥棺」となることは言うまでもないが、それに対して、象山は『喪礼私説』の「初終」条において「今の世の習はしとして、多く坐棺を用ふれば、この時に於て、大やう半坐半臥の姿に取繕ふべきなり。」（『喪礼私説』「初終」、6頁）と述べ、世俗の座棺を推奨すると同時に、別の「墓碑」条において「坐棺ならば跌もてその棺の上をおほふやうにし、臥棺ならば跌をその足の方に安んずべし。」（『喪礼私説』「墓碑」、80頁）と述べ、臥棺をも許容することがわかる。そして、『家礼』では「七星板」（棺の中に敷く北斗七星にちなんだ七孔のあいた板）をつける作法もあるが、『喪礼私説』では省略されている⁹⁾。

このように、『家礼』では棺の材質を厳格に選び、棺自体を丁寧に作ると同時に、灰漆や松脂を用いることで防虫や防水措置を取ることを定めているが、それに対して、象山は棺の材質には拘らず、棺そのものに対して簡略にすることを主張し、「一寸の板」で作るのが十分だとしている。これは、象山の日本では一般的に喪礼が仏式で行われ、『家礼』式の棺が容易に作られないという事情への配慮によるものだと考えられよう。

一方、このような材質上の欠点に対して、象山は松脂で棺全体を塗り付けることや、別途に「拳牀」を作ることなどで対応し、棺を牢固・堅実にすることを強調している。親の遺体を大切に取り扱い扱うという「孝」の点においては、象山は少しもおろそかにしていないことが伺えよう。また、棺の形を厳格に臥棺と定めず、座棺を推奨したり、「七星板」の作法を省略したりするなどの措置から、彼は儒式喪礼を日本においてよりスムーズに実践できるようにするために、世俗に合わせるという工夫を取っていたことも見られるのである。

二、『喪礼私説』における「作主」

1、木主の材質とサイズ

儒教の祭祀儀礼では、木主（位牌のこと、神主もしくは単に主とも言う）は亡き祖先の魂の代替として不可欠な存在とされている。『家礼』「喪礼」の「治葬」にも「作主」の条があり、木主の作り方につ

参照。

8) 象山が考案した「拳牀」については、筆者は嘗て考察したことがあり、そのイメージ図を作成してみた。詳細は拙稿「佐久間象山和『家礼』」（呉震・郭曉東編『視域交匯中的經学与家礼学』、上海古籍出版社、2022年）840頁を参照されたい。

9) 江戸時代における『家礼』受容において、「七星板」の作法を受け入れて『家礼』の作法を踏襲する例もある。例えば、林鶯峰『泣血余滴』に「以大斂鋪石灰於棺底三寸許、而加紙於其上、而鋪七星板。」（『家礼文献集成 日本篇1』所収、関西大学出版部、2010年）と見える。

いて詳細に規定されている。中国の礼制史上において、木主を置くことは元来、天子諸侯をはじめとする上級階層の特権であり、まさしく「礼は庶人に下らず」（『礼記』曲礼篇上）そのものの現れでもあった。朱子学の定着と相まって、『家礼』式の木主は急速に普及し、明代から国家礼制に公認されることに至った¹⁰⁾。

象山が『家礼』に基づいて『喪礼私説』を著述し、儒式の喪礼を日本に導入しようと意図したが、喪礼次第上において重要な存在となる木主については、必ずしも『家礼』式のものに従うのではなく、結論から言うと、『家礼』式と全く異なるものを考案したのである。次において、象山が考案した木主について詳しく考察したい。

まず、木主の材質について、『家礼』では栗木を用いると定めているが、象山は「栗材を用ふるは、その質の堅きがためなり。はじめより別に意義あるにあらず。もし栗材なくば、何木にても堅実ならむを用ひてよし。」（『喪礼私説』「作主」、54頁）と言い、『家礼』が栗木を主張するのは、単に栗木の丈夫さによるだけで、堅実な材木を用いれば、別に木の種類を問う必要がないと考えている。勿論、これより実行しやすくするための工夫と考えられることは論を俟たない。

次に木主のサイズについて、象山は「木主尺寸の大小、礼経に明文なき故に、古今さまへの説あり。独り伊川程子の式、その義精しとて、文公家礼もその制度を用ひ、有明一代遵用して違ふことなかりき。」（『喪礼私説』「作主」、54頁）と述べ、程頤が考案して『家礼』が踏襲した様式の木主が精良のもので、明代に至っても遵用されつづけることに対して理解している。しかしながら、彼はまた「されどつらへこれを思へば、律度量衡は時王之制をこそ用ふべけれ。ざるを、周人にあらずして周尺を用ふる、義にかなへりといふべからず。」（『喪礼私説』「作主」、54頁）と説き、度量衡はその時代基準のものを用いるべきであると主張し、北宋の程頤が周人ではないならば、周尺を用いる¹¹⁾ことは義に合わないこととなるとも指摘している。それでは、象山が考案した木主はいかなる形状・サイズのものなのかを見てみよう。

(a) 今諸家の説を通じ考ふるに、何休が公羊伝の註に、主状正方、穿中央達四方、天子長尺二寸、諸侯長一尺と見え、漢書礼儀志に木主尺二寸と見え、通典に晋武帝大（太の誤、筆者）康中制大（太の誤、筆者）廟神主、尺一（二の誤、筆者）¹²⁾寸と見え、又通典に大唐之制、長尺二寸、趺方一尺、

10) 中国における木主の変遷については、吾妻重二「木主について—朱子学まで」（『アジア文化の思想と儀礼：福井文雅博士古稀記念論集』所収、春秋社、2005年）、同「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌—朱熹『家礼』の一展開」（吾妻重二・黄俊傑編『東アジア世界と儒教：国際シンポジウム』所収、東方書店、2005年）に詳しい。『家礼』式の木主は基本的に程頤が考案したものを継承しており、その具体的な材質・形態・制作方法・題字等については、吾妻氏後者の論文で詳細に考察されているため、参照されたい。なお、筆者の木主についての知識も吾妻氏の論考に負うところが多い。

11) 木主のサイズについて、程頤は「用古尺」と注を付けて明示しているが、この「古尺」の基準をめぐって、朱熹とその門人の間で議論が行われ、『家礼』にも「神主用周尺」とあるため、周尺（一尺≒23.1cm）と見なされたことがわかる。詳細は吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌—朱熹『家礼』の一展開」参照。勿論、象山も程頤と朱熹が周尺を用いたと理解していることは言うまでもない。

12) 全集本では「通典に晋武帝大康中制大廟神主、尺一寸と見え」となっているが、筑波大学所蔵写本では「通典に晋武帝大康中制大廟神主、尺二寸と見え」となっている。加えて『通典』では「晋武帝太康中制、太廟神主、尺二寸、

厚三寸と見ゆれば、天子の神主長尺二寸なること明けし。但江都集礼晋安昌公荀氏祠制、神板皆正、長一尺二寸、広四寸五分、厚五分と載す。神板即ち廟の主にして、天子の神主と同長なるは、僭越と云ふべし。(b) 楊士勛が穀梁伝の疏に、麋信が衛次仲の言を引きたるに云はく、宗廟主、皆用栗、右主八寸、左主八寸（割注：毛奇齡云、一作左主七寸、誤なり）、広厚三寸、右主謂父也、左主謂母也と。この説何休がいふ所の、諸侯長一尺に殺ぐこと二寸なれば、恐らくは大夫の制なるべし。今荀氏の神板長一尺二寸、広四寸五分と比例するに、その長八寸、広厚三寸と云へる、適合して奇零なし。(c) これ必ず受くる所あるなるべし。よりにて、更に通典唐制の、趺方一尺厚三寸を比例して、方六寸六分七釐、厚二寸を得、これをもて士大夫神主の定式となす。杜撰にして考拠なきものに優りぬべし。（『喪礼私説』「作主」、54～55頁、通し番号と傍線は筆者による）

やや長い引用となるが、ここでは象山は考証学的手法により、『家礼』以前の木主に関する諸説を比較・考拠した上、新たな木主と趺（木主を載せる台）を考案し、それを「士大夫神主の定式」としたことがわかる。具体的には、まず(a)において、象山は後漢・何休『春秋公羊伝解詁』、『後漢書』「礼儀志」¹³⁾、唐・杜佑『通典』にある木主に関する記載を比較・考証し、長さ一尺二寸の神主は天子のためのものであることを明らかにする。そうすると、『通典』に引用されている安昌公荀氏（西晋の荀勗）の「祠制」に、卿・大夫・士の木主に相当する神板の長さを一尺二寸¹⁴⁾とするのは、天子の神主と同じ長さとなるため、僭越と言わざるを得ないと象山が指摘している。ここで注意したいのは、『家礼』式の木主も長さが一尺二寸であるため、それは象山から見ると、やはり僭越で不適切となるということである。

ゆえに、彼は(b)において、唐・楊士勛『春秋穀梁伝疏』（文公二年「作僖公主」疏）に記載され、後漢初期の衛次仲が説く漢代の「八寸」¹⁵⁾の木主に対して、天子の木主が一尺二寸で、諸侯のものが一尺であれば、「八寸」は一尺よりも二寸短いため、大夫の木主に相応しい長さであると認め、『喪礼私説』

后主一尺与尺二寸中間。木以栗」と記載され、「太康」は晋武帝の年号であり、「太廟」は皇帝の祖先を祭る御霊屋のことであるため、「大」は「太」の誤りで、「一寸」は「二寸」の誤りであることが判断される。

- 13) 象山の原文では「漢書」となっているが、『漢書』の「志」には「礼楽志」しかなく、且つ木主に関する記述がなかったのに対し、『後漢書』「礼儀志」には「桑木主尺二寸、不書諡」とあるため、象山がここで言う「漢書」とは『後漢書』のことであるのがわかる。
- 14) 吾妻氏の考察によれば、『家礼』より以前では「木主が天子・諸侯クラスの祭器であるのに対し、神板はもっぱら卿・大夫・士のものとされた」（吾妻重二「木主について—朱子学まで」、155頁）という。神板のサイズについては、『通典』の引用では「安昌公荀氏祠制、神板皆正長尺一寸、博四寸五分、厚五寸八分」となるが、『朱子文集』では「江都集礼晋安昌公荀氏祠制云、祭板皆正側長一尺二分、博四寸五分、厚五分」（巻63、「答郭子徒」）となっており、このサイズの違いについて、朱熹が『通典』にある引用は誤っていると指摘している。詳細は吾妻重二「木主について—朱子学まで」156～157頁を参照されたい。一方、象山は「江都集礼晋安昌公荀氏祠制、神板皆正、長一尺二寸、広四寸五分、厚五分」と記し、引用の仕方から見ると、おそらく彼が参考としたのは『朱子文集』のほうであろうが、長さのところで一致しないのは象山が誤って引用したかと推測される。いずれにせよ、象山が荀勗神板の長さを「一尺二寸」と見なしたのは間違いでない。
- 15) 『穀梁伝』疏に「右主八寸、左主七寸」と見え、宗廟に並べる父の主の高さと母の主の高さの間に若干の違いがあり、象山も割注で「一作左主七寸」と記し、この説に気づいたことを示しているが、彼はまた同時にそれは「誤なり」と判断したことがわかる。

の木主の長さを八寸とした。木主の幅と厚さ（奥行き）については、彼自身が認識した荀勗神板の各部分相互間の割合一長一尺二寸、広四寸五分一に基づいて、幅と厚さをともに三寸とした。これにより、象山が主張する木主のサイズは、上引（b）の傍線部に示されたように、長さは八寸、幅は三寸、奥行きは三寸となることが明白である¹⁶⁾。結果から見ると、興味深いことに、象山が『家礼』式ではなく、漢代の直方体型木主を採用したことになったのである。

ただし、前述した象山が「時王の制」、つまりその時代基準の度量衡を用いるべきことを主張するのと合わせて見れば、象山が考案した木主のサイズを曲尺で換算すると、長さは約24.2cm、幅と奥行きはいずれも約9.1cmのものとなることがわかる。これは漢尺を基準とする漢代のものと異なることは言うまでもない。

2、木主の形態及び跌

象山が考案した木主のサイズは上述した通りであるが、木主の形態を把握するためには、その細部や周辺についても明らかにしなければならない。

まずは竅の有無である。漢代の直方体型木主は「穿中央達四方」、中央に孔^{あな}をあげ、中まで通しており、『家礼』式の木主も竅^{あな}をあけている。それに対して、象山は「神気の憑る所、必しも穿孔の有無に係るべからざれば、孔竅は穿たずして可なり。」（『喪礼私説』「作主」、55頁）とし、鬼神の気の憑りましが孔竅の有無と無関係なため、穿孔はしなくてよいと考えていることが読み取れる。

次に、『家礼』では木主に対して上部を円頂にし、木主を縦に割って前後の二片にし、陷中を作ったり、前面を鉛粉で塗ったりするなどの加工を行うが、これらに関する記述が『喪礼私説』には一切見られず、象山は複雑な作法を省略し、シンプルな形で木主を考えたことも伺える。

以上の二点から、一つは象山が世俗慣習の位牌と異なり、新たな儒式の木主をよりスムーズに受け入れられるようにシンプルな形で考案したことが推察され、もう一つは、このような発想は『喪礼私説』が想定する実践者、より正確に言えば、実践者の身分にもかかわることが考えられるのである。なぜならば、そもそも程頤と朱熹も一般士人や庶民に対して、木主と別途に牌子というものを考え出し、その作り方は基本的に木主に基づいても、陷中を作らないや竅をあけないなどで木主から一部の要素を削り落として、格式を下げたものにしたからである¹⁷⁾。象山が想定する儒式喪礼の実践者は、士大夫に相当する武士階級だけではなく、一般庶民をも対象としたため¹⁸⁾、彼が木主を考案する際に、この身分という点

16) ただし、象山自身が認識した荀勗神板の各部分相互間の割合を、厚さの「厚五分」も含めて厳密に反映させれば、木主のサイズの厚さが三分余りとなるはずだが、結果から見ると、やはり象山が荀勗神板のような板型のものよりも、幅と奥行きとが同じである漢代の直方体型の木主が最も相応しいと判断したと言えよう。なお、漢代の木主は、直方体型以外に、立方体型と前方後円型とがあり、詳細は吾妻重二「木主について—朱子学まで」参照。

17) 例えば、「問：「程氏主式、士人家可用否？」曰：「他云、已是殺諸侯之制。士人家用牌子。」曰：「牌子式当如何？」曰：「温公用大板子。今但依程氏主式、而勿陷其中、可也。」（『朱子語類』卷90-76）、「伊川制、士庶不用主、只用牌子。看来牌子当如主制、只不消做二片相合、及竅其旁以通中。」（『朱子語類』卷90-78）。

18) 『喪礼私説』の中には例えば「襲斂」の道具に「刀」が挙げられるなど、武士階級を象徴する要素が見られる一方、「孔孟之教を以て、忠孝仁義の道を御怠慢なく御訓導有之、喪服の御制度、御更張被為在候はば、天下人民、大凡其向ふ所を存知可申、其所に於て、儒葬の義、情願に任せ候様相成候はば、仏氏は多く入らぬものと可相成候」（「時

を配慮したことが十分に考えられ、且つ「僭越」になることを警戒するという象山の姿勢を想起すれば、彼は礼制上に一般庶民も実行しやすいようにするために、『家礼』からの手掛かりで敢えて木主をシンプルにしたことも推測できよう。

木主を載せる趺のサイズについて、象山は前節で引用した史料（c）の中において、『通典』にある唐制の「方一尺、厚三寸」に比例して、「方六寸六分七釐、厚二寸」に定めたことがわかる。つまり、『通典』では天子諸侯の木主の長さが一尺二寸の割合に、趺のサイズが「方一尺、厚三寸」と定められているため、それに比例するならば、象山が考案した木主の長さが八寸であるゆえ、趺のサイズは「方六寸六分七釐、厚二寸」となるのである。このサイズは過不足なく唐代の趺のサイズの三分の二となり、象山が考案した木主は大夫・士向けのものであるため、僭越にはならないことが明白であろう。なお、象山が考えた趺のサイズを曲尺で換算すると、方（辺長）約20.2cm、厚さ（高さ）6.1cmとなる。

以上の考察により、象山が考案した木主と趺とを図で示すと、文末図1の通りとなる。参照のために、図2・図3において、それぞれ漢代の木主と『家礼』式の木主とを合わせて示しておく。

そもそも『家礼』式木主のサイズには、長さの一尺二寸は十二月、幅の三寸（三十分）は一ヶ月三十日、厚さの一寸二分（十二分）は一日十二時といったような象徴的な意味合いがあり、決して適当に決められたものではない¹⁹⁾。しかし、象山は『家礼』式木主におけるこのような象徴的な意味には触れておらず、『家礼』の周尺を用いる点が「義」に符合しないのと、長さの一尺二寸が僭越になるのを理由に取捨選択した結果、ほぼ『家礼』式の木主を諦めたと言える。この点はやや不思議感を厭わざるを得ない。というのは、象山は「成服」条において、三年の服喪の代わりに一年の服喪を主張する際に、一年の喪でも一年中四季の転換をはじめ天地に変化があったため、もともと自然的規律に相応しい変通だと明白に発言し、天人相関の思想に依拠していたからである。なぜこの喪礼作法における理解の齟齬があるのかについては知り得ないが、いずれにせよ、象山にとって自分自身が考案した木主はきちんと考証した上で得た結果であり、「杜撰にして考拠なきものに優りぬべし」と確信したのは確かのようなのである。

3、題主

最後に、木主の書法について、象山は前面に「先祖考姓名府君神主」や「先考姓名府君神主」、「先祖妣某氏孺人神主」、「先妣某氏孺人神主」とあるように、親族呼称や性別によってそれぞれのものを記し、後面に「諱氏生卒积号」と記し、旁面に「孝孫某奉祀」、「孝子某奉祀」と記すことを主張する。また、「桑主不文」²⁰⁾の原則に従い、木主を作る際には文字を刻まないこととし、「題主」（木主に文字を刻む）

政に関する幕府宛上書稿』、『日本思想大系55 渡辺崋山・高野長英・佐久間象山・横井小楠・橋本左内』、岩波書店、1971年、318頁）と象山が説くように、彼は孔孟の教えや忠孝仁義の道で「人民」を教化すると同時に、儒葬の制度で「人民」を導くことも図っていた。この点については、『喪礼私説』の政治的意義とかかわるため、拙稿「佐久間象山の『喪礼私説』について—幕末における『家礼』受容の一例—」を参照されたい。

19) この点については、吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌—朱熹『家礼』の一展開」に詳しい。

20) 吾妻氏の考察によれば、『儀礼』には木主に関する記述が一切ないため、先秦時代の木主がいかなるものであったのかは不明であるが、『春秋公羊伝』や『穀梁伝』に諸侯の木主に関する記事が見られ、それによると、虞祭（埋葬後に帰宅してから行う忌明けの祭り）の時に一回「桑主」（桑の木で作られる木主）を作るが、この時は未だ文字を刻

の時期を「七々の前日」とした。「釈号」（戒名）も「七々」（死後四九日）も仏式作法によるものであり、象山における世俗の仏式作法を取り入れるという姿勢が伺えるものであるが、このような『喪礼私説』における仏儒折衷の主張については、既に嘗ての論文で詳細に考察したため、これ以上立ち入らない。ただし、ここでは象山の次の発言について注目したい。

すなわち、彼は「題主」までの間に「儒葬ゆりたるもの、外は、假りに寺僧よりしるし贈れる追号の片紙を貼し、霊座に安んじ置くべし。」（『喪礼私説』「作主」、55頁）と述べ、儒葬が許されるもの以外、つまり世俗の仏式で喪礼を行う人は、仮に寺僧より贈られた追号（戒名）の片紙を木主に貼り付けた上、木主を霊座に置くべきだと主張することである。『喪礼私説』で構想した儒式作法で喪礼を実践できるのは最も理想的であるが、実行し得ない場合、世俗の仏式でもその中に儒式の木主を採取することができるのではないかという、象山の細やかな期待が仄めかされていると言えよう。具体的な作法上では、象山自ら考案した儒式の木主を用いて世俗慣用の位牌を代替するとなろう。

母の喪式を儒式で行おうとした象山は、蟄居中のゆえに、一般の仏式と別途に「厄介」と思われる儒式で行うことは諦めざるを得なかった²¹⁾。この無念さを『喪礼私説』に託すという象山の心境も窺えようが、何よりも象山が自らの経験から、日本において儒式喪礼を導入するにはどれだけの困難さを伴うのかを痛感しており、少しでも機会があれば、儒式の作法を実行してほしいと期待していることが伺えよう。

三、『喪礼私説』における「誌石」・「墓碑」

1、<誌石>

『家礼』「喪礼」の「治葬」に「刻誌石」の項目があり、「用石二片、其一為蓋」、「其一為底」（『家礼』「喪礼・治葬」）とあり、二片の石を用いてそれぞれ蓋と底とし、その上に文字を刻み、埋葬の日に墓穴の前の地中に埋めるという作法である。誌石は、墓の所在地や墓の主を示すためのもので、地震などの自然災害による土地の変動や人が誤って地面を掘ったりするなどで墓が暴かれることへの対処でもある²²⁾。誌石の蓋に「有宋某官某公之墓」、無官の場合は「某君某甫」と刻んで墓の主を明示し、底には簡略な履歴も合わせて刻むことも定められている。

それでは、象山が考えている誌石はどのようなものであるのかについて見てみよう。彼は次のように説いている。

まず（桑主不文）、そこから練祭（小祥のこと、亡くなってから一年目、実質十三ヶ月目の祭祀）の時に「栗主」を作り、はじめて死者の諡を刻むという（吾妻重二「木主について—朱子学まで」144～145頁参照）。象山も「古礼にては、初終の時に重を作りて神を寄せ、虞祭するに及びて桑木もて主を作る。これを虞主といふ。しかる後重を取り去り、練祭するに至りて、又栗木もて主を作り、虞主に易ふ。これを練主と云ふ。宋儒に至り、魂帛祠板をもて、重と虞主とに換へ、小祥に至りて更め栗主を作る。皆煩はしきに似たり。故に今此の時に於て不易の主を作る、簡省に従ふなり。」（『喪礼私説』「作主」、53～54頁）と言い、「栗主」を以て「桑主」に代わるという「易主」の礼式を理解しているが、簡略の原則に従って、はじめから「不易の主」を作ることを主張する。

21) 拙稿「佐久間象山の『喪礼私説』について—幕末における『家礼』受容の一例—」参照。

22) 「蓋慮異時陵谷変遷、或誤為人所動、而此石先見、則人有知其姓名者、庶能為掩之也。」、『家礼』「喪礼・治葬」。

誌石は後来発掘の患を防がむとてのはかりごととなれば、なくては叶ふべからず。石の大小は、はじめより定制なし。大やう、両面平かにして大さ棺を掩ふ程なるを撰ぶべし。漢土にては石二枚を用ふることなれども、一枚にして事足りぬべし。（『喪礼私説』「誌石」、22頁）

ここで象山が誌石は墓が発掘されるのを防ぐためのものであるため、なくてはならないと認識していることがわかる。ただし、彼は誌石の役割から、一枚の石を用いるだけで事足りると主張するのである。誌石のサイズについては、『家礼』では規定されていないが、象山は棺を掩う程度のものだとしている。

象山が考える誌石が『家礼』と最も異なるところは刻む文字の方である。彼は「近き頃に至りて其の石の表に仮名文字を取りませ、此の所某姓名の遺骸を蔵むと、誰人にも読易きやうにした、め、裏にその歴官生卒を真文にてしるし、その実を伝ふべしといふ説あり。大かた世人の用ふる所なり。」（『喪礼私説』「誌石」、23頁）と言ひ、石の表に仮名まじり形式で「此の所某（姓名）の遺骸を蔵む」のような内容を刻み、裏に官歴や生卒を梵文で刻むという世俗の慣習に対して理解を示した上、「漢代誌石の書法」を参考にして、「誌表は某姓名墓とするすべし。文字も少く、俗眼にも更に知れやすくしてよかるべし。その裏面の真文は、あらむもなからむも、おのゝの心にこそ任すべけれ。ただ年月はある方ぞまさるべき。」（『喪礼私説』「誌石」、23頁）という案を提起している。つまり、表には「某姓名墓」と一目でわかるように簡略な文字で刻むだけで、裏の梵文があってもなくてもどちらでもよいとし、生没年月を刻むことを推奨するというやり方である。

そもそも日本では一般的に墓誌というと、被葬者の戒名・俗名・生没年などを刻んだ墓域に建てられた誌石のことを言ひ、中国で言う墓中に置かれる誌石とは異なっている²³⁾。象山が上述した通りに誌石の使用を主張するとともに、また「下棺」項目において、棺を下した後、「土もて掩ひ、漸くにこれを築き、地面より二三尺の所に至り、誌石を下し文字の表を仰がせ、平瓦もて掩ひ、また土を實し、堅くこれを築きて墳を成さしむべし。」（『喪礼私説』「下棺」、58頁）とも述べているため、彼が主張する誌石は世俗一般の様式のものではなく、墓中に埋めるといふ中国式のものであることが明白である。

江戸時代では誌石を墓中に置くという中国式の作法を採用する事例も多々あり、その墓誌もまたいくつかの類型に分けることができる²⁴⁾。江戸時代における墓誌の類型は多岐に渡り、また、将軍家や御三卿、大名家の墓には石室の蓋石に銘文を記したものが多く見られ、幕臣や藩士の墓誌のほとんどは甕棺

23) 石田肇「江戸時代の墓誌」（『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』56、2007年2月）、29頁。日本の儒者の墓誌についても、氏は「儒学者の文集には墓誌あるいは墓誌銘が散見されるが、実際には刻されなかった場合もあり、刻された場合でも、これらの多くは墓中にあるわけではなく、墓石の周りに刻される例が多い」（同、44頁）と指摘している。

24) 石田肇氏は近世の墓誌を「徳川家関係、水戸関係、大名関係、武家関係、儒家・医家・文人関係、文集所収のもの、その他」の順に考察し、近世の墓誌の類型については、「石室蓋石、銅板、石製、短冊型銅板、凸凹状の石製対のもの、甕棺蓋石、甕棺木製蓋」とその大半を示している（前掲石田肇「江戸時代の墓誌」）。谷川章雄氏はさらに石田氏の分類に基づいて、都市江戸の墓誌を「A類 石室の蓋石に銘文を記したもの B類 棺の蓋に銘文を記したものの C類 板状のもの D類 誌石の上に蓋石を被せたもの」と分類案を提示している（谷川章雄「江戸の墓誌の変遷」、『国立歴史民俗博物館研究報告』169、2011年1月）。

の蓋石もしくは木蓋に記されたものであると明らかにされているように、墓誌は身分や階級を表すことも多い。さらに、将軍家の静寛院墓誌や大名墓、儒者の墓に多く見られる誌石の上に蓋石を被せるという類型が、儒教式の墓誌として特徴的であったとされている²⁵⁾。

象山の誌石に関する主張から分かるように、彼は儒式喪礼を導入するに際して、墓誌により身分に区分を設けるという傾向がなく、何より墓誌類型の不揃いを儒教式の作法によって規則正しく統一するという姿勢を示しているのみである。ただし、象山が儒教式の墓誌を主張するにもかかわらず、誌石の上に蓋石を被せるという『家礼』の蓋と底との二片の石を組み合わせる式を採取せず、一枚の石を用いるという簡略な作法を取り入れるだけであったことに、注意されたい。要するに、象山は世俗にある様々な墓誌の様式を儒教式に統一しようとするが、具体的な作法上では世俗の儒式と異なる様式を取り入れることで、彼独自の特色を示していたのである。

一方、江戸時代において、墓碑も墓誌もほとんど区別なく兼用の形式のものが多いとも指摘されている²⁶⁾ように、当時においては、墓誌を墓碑と混同して使用することが多かった。象山が『家礼』に言う墓誌（誌石に刻む文）と世俗の碑誌（墓碑に刻む文）とを混同して捉えることはないが、この点は象山が考案した墓碑を見てからで一層明らかとなるため、後述に譲る。

2、〈墓碑〉

それでは、象山が墓碑をいかに構想しているのかについて見てみよう。彼は墓碑を「墓にしるしの石」のことであると指摘し、その形態については、「墓碑も、異朝にては品秩の高下によりて大小の掟あり。本朝には、むかしより定れる制度なし。されどおほやう、闊さ一尺、厚さその三分の二、高さは二尺五六寸より三尺までにて、跣は方二尺二三寸、厚さ七八寸なるべし。」（『喪礼私説』「墓碑」79～80頁）と考えている。

中国では官位によって墓碑のサイズや形状が異なっていた²⁷⁾が、日本では嘗てよりそのような定まりがなかったと象山が考え、彼は墓碑のサイズについて、高さを二尺五六寸～三尺（曲尺で換算すると、約75.8cm～90.9cm）、幅を一尺（約30.3cm）、厚さ（奥行）を三分の二尺（約20.2cm）とし、跣（墓碑を載せる台）のサイズについて、辺長を二尺二三寸（約66.7～69.7cm）、高さを七八寸（約21.2～24.2cm）としたことが読み取れる。

『家礼』における墓碑の大きさは、「墳高四尺、立小石碑於其前、亦高四尺、跣高尺許。（中略）今按孔

25) 注24) 掲石田肇「江戸時代の墓誌」、谷川章雄「江戸の墓誌の変遷」のほか、石田肇「近世大名墓の墓誌」（『月刊考古学ジャーナル』589、2009年8月）、池上悟「江戸時代墓誌小考」（『立正史学』117、2015年）参照。

26) 石村喜英「墓碑・墓誌」（『新版仏教考古学講座7 墳墓』、雄山閣、1975年）、石田肇「墓碑と墓誌の混用」（関根達人『石造物研究に基づく新たな中近世史の構築』、科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果報告書、2019年）。

27) 『家礼』は儀礼作法を士庶人階層までに普及させていったことが画期的であり、墓碑の使用の点においても例外ではない。「宋代の礼制では、五品以上の者が墓碑を、七品以上の者が墓碣を立てることができ、下級官僚や官位のない一般の庶人にそれらを立てるのは、特別な場合を除いて許されていなかった」（吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について：東アジア文化交渉の視点から（一）」、5頁）という宋代の礼制を見るだけでもわかるように、それまでには官位によって墓碑の形状が違ったりして、墓碑の使用自体も必ずしも一般的ではなかった。

子防墓之封、其崇四尺、故取以為法、用司馬公説、別立小碑。但石須闊尺以上、其厚居三之二、圭首而刻其面、如誌之蓋。」（『家礼』「喪礼・成墳」）と記述されているように、高さは四尺（周尺で換算すると、約92.4cm）、幅は一尺以上（約23.1cm以上）、厚さは三分の二尺以上（約15.4cm以上）、趺の高さは一尺許（23.1cm程度）のものである。両者を比較すればわかるように、象山が主張する墓碑の大きさと『家礼』式のものとは、高さ以外はほぼ一致しており、実際のサイズの違いは度量衡の基準によつたものだけなのである。

『家礼』における墓碑の高さは、「孔子防墓之封」に従って墳（盛り土）の高さを四尺にしたことに合わせた結果であるとされており²⁸⁾、象山も棺を墓壙に下した後、〈誌石〉において見てきた通り、「さて土もて掩ひ、漸くにこれを築き、地面より二三尺の所に至り、誌石を下し文字の表を仰がせ、平瓦もて掩ひ、また土を突し、堅くこれを築きて墳を成さしむべし。」と語り、棺を土で覆った上、地面より二三尺の所に誌石を下し、その上に平瓦で掩い、最後に土で堅実な墳を作ると主張しているのである。ただし、墳の高さについては明示していないため、『家礼』のように墳の高さに合わせて墓碑の高さを決めることはなかったと言える。象山が墓碑の高さを二尺五六寸～三尺としたのは、司馬光『書儀』を参考にしたものと推測される。「墓前更立小碑、可高二三尺許」（『書儀』卷7「喪儀」3「碑誌」）とあるように、司馬温公は墓前に高さ二三尺ばかりの小碑を立てることを主張していた。なお、墓碑の形態については、『家礼』にある「圭首」²⁹⁾のような墓碑の先端を特別な形にするということせず、特に記述がないというのは、象山はまた最もシンプルな形で構想したと考えて差し支えがなからう。

墓碑の書法について、象山はまず世俗のやり方に対して、次のように指摘している。

近き頃に及びて、和漢のまなびあるもの、多くは墓碑のふみ作りて、その功德を褒賛することなり。されど、その人果して賢ならば、もとよりひとの称頌する所となりてよゝにかくれあるべからず。碑誌のふみを待ちて始めて人にしられなむや。もしその人はたして不賢ならば、たとひ巧言もて強ひてその采飾を極めたりとも、いたづらに譏笑の資とならむのみ。たれかはそをまことゝしうけむ。（『喪礼私説』「墓碑」、79頁）

つまり、世の中に和漢の学問をなしたことがある人は、功德を称賛するような文章で墓碑を刻むことが多いが、このような仕方に対して象山は反対しているのである。彼によれば、人の賢と不賢は普段において既に現れており、墓碑の文によってはじめて人に知られるわけではない。ゆえに、彼は碑誌によって人の功德を称賛する必要がなく、特に不賢と思われる人が敢えてこのようにすると、却って笑われてしまうと考えていた。

28) 孔子は防というところで母を父の墓に合葬し、封（盛り土）の高さを四尺にした（「孔子既得合葬於防。曰、吾聞之、古也墓而不墳。今丘也、東西南北之人也、不可以弗識也。於是封之、崇四尺」、『礼記』「檀弓上」）。吾妻氏は、朱熹はこのような孔子の伝説に基づいて墳の高さを四尺とし、それに合わせて墓碑の高さも四尺にしたと推測している（吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について：東アジア文化交渉の視点から（一）」参照）。

29) 「圭首」については、吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について：東アジア文化交渉の視点から（一）」を参照されたい。

『家礼』における墓碑文については、墓の正面は誌石の文字の刻み方に従って、官位の有無によって「有宋某官某公之墓」や「某君某甫之墓」と刻み、また墓碑の左面から裏面、右面へとぐるりと周って死者の世系や行実などを刻むと定められている。それに対して、象山は「墓のしるしには、某姓名君墓表と題し、その夫婦合葬せるには、某姓名君暨配某氏墓表と刻みて、その賢としからざるとは、世人の知るにまかせたらむこそよかるべけれ。」（『喪礼私説』「墓碑」、79頁）とし、墓の正面に「某姓名君墓表」、夫婦合葬の場合は「某姓名君暨配某氏墓表」と、墓主を示すための文字を刻むだけにとどめ、世俗で行われている人の功德を彰顯する文や、家系・行実を刻むことは一切しないとした。最も簡略な形で作法を必要最小限にとどめるという象山一貫の姿勢が見られるのである。

これで前述した誌石の作法と合わせて見れば、象山が『家礼』に言う墓誌（誌石に刻む文）と世俗の碑誌（墓碑に刻む文）とを混同したことは決してなく、彼は世の中の墓誌と墓碑とを兼用する風習を退け、両者をきちんと区別した上で、それぞれの作法を考案したことが明白である。そもそも中国の礼制上においては、墓誌を墓碑と混同してはならないことは当然である³⁰⁾。象山も儒教式の喪礼を日本に導入しようとする以上、この原則を遵守しなくてはならないと考えていたのであろう。

おわりに

本稿では、これまでの佐久間象山『喪礼私説』考察において詳細に検討できなかった喪礼の礼式について、「治棺」・「誌石」・「作主」・「墓碑」を中心に考察した。

『喪礼私説』は具体的な儀礼作法において、必ずしも『家礼』式のものそのまま取り入れるのではなく、様々な面において取捨選択をした。この点については、もはやこれ以上贅言を要すまい。一つだけ注意したいのは、とりわけ象山が考案した木主に対する検討からわかるように、彼は全体的に『家礼』に基づいて『喪礼私説』を著述しているものの、『家礼』より以前の漢代や唐代の礼式について非常に関心を持っていたことである。木主の形態について漢代のものから示唆を得ること、木主の足の大きさについて唐代のものに比例して定めることなど、象山が考証学的な手法によって喪礼の作法を構想することも多々あった。

本稿で行った『喪礼私説』における様々な礼式に対して細部まで明らかにするという研究手法は、日本における儒礼受容を考察するには必要不可欠であり、このような考察の積み重ねによってはじめて、日本における儒式喪礼受容の実相が解明されつつあると期待されよう。

本稿で用いた史料の書誌は次の通り。『喪礼私説』：信濃教育会編『増訂象山全集』巻二所収、信濃毎日新聞、1934年、及び筑波大学附属図書館蔵写本（吾妻重二編『家礼文献集成 日本編7』所収、関西大学出版部、2018年）。引用の際に『全集』本を基本とし、筑波大学所蔵写本も合わせて参照する。『家礼』：朱傑人・巖佐之・劉永翔編『朱子全書（修訂本）』第7冊所収、上海古籍出版社、2010年、及び吾

30) 吾妻重二「『家礼』と崎門派における神主・櫨・墓碑・墓誌」（『関西大学中国文学会紀要』43、陶徳民先生退休記念号、2022年3月）、21頁。

妻重二彙校『《朱子家禮》宋本彙校』、上海古籍出版社、2020年。引用に当たっては適宜字体と句読点を改めた。

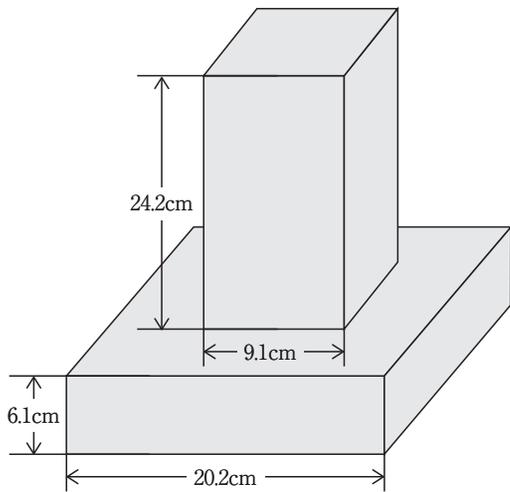


図1 象山が考案した木主

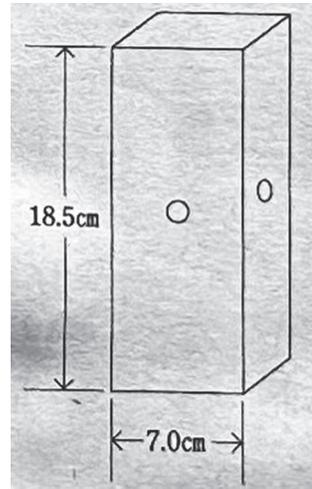


図2 漢代の直方体型木主

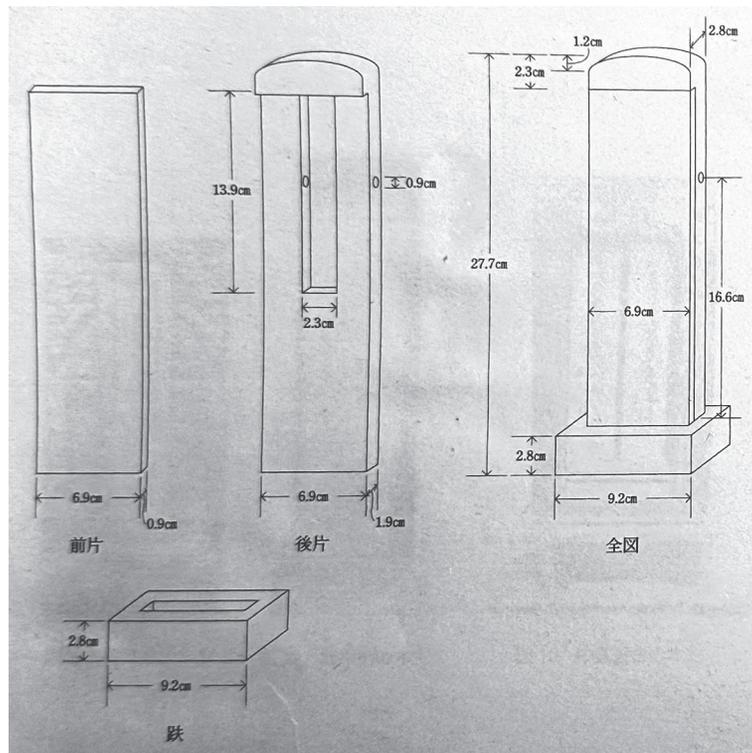


図3 『家礼』式の木主

(図1は筆者による。図2・図3は吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌—朱熹『家礼』の一展開」より転載)

